

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	廃棄物減量推進課
委託業務名	廃棄物収集情報管理システム保守業務委託
委託業務場所	大津市役所（廃棄物減量推進課）
概要	大型ごみの受付をはじめ、ごみの自己搬入の受付、苦情管理などを統合した「大津市廃棄物収集情報管理システム」の保守業務について委託するもの。
契約期間	令和 5年 4月 1日から 令和 6年 3月31日まで
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	1, 100, 000円
契約の相手方	〔所在地〕 京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1 京都富国生命四条柳馬場ビル 〔名称〕 富士通 Japan 株式会社 京都公共ビジネス部
契約相手方の選定理由	「大津市廃棄物収集情報管理システム」は、富士通 Japan 株式会社が独自に開発したシステムであり、ソフトウェア及びハードウェアのメンテナンスやバージョンアップ等の保守業務が技術的に可能なのは当該業者のみであるため。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。